

石垣市風景づくり条例(平成19年石垣市条例第18号)の新旧対照表

現行	改正後
<p>(開発行為等における植栽計画の届出)</p> <p>第20条 景観計画に定める景観計画区域内において、<u>300平方メートル</u>以上の一団の土地において開発行為等をしようとする者は、あらかじめ市長に植栽及びこれに係る植栽物の育成に関する計画(以下「植栽計画」という。)を届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第37条</p> <p>市長は、<u>第21条第1項の勧告</u>を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わない場合は、当該事実を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその事業者²に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>(開発行為等における植栽計画の届出)</p> <p>第20条 景観計画に定める景観計画区域内において、<u>500平方メートル</u>以上の一団の土地において開発行為等をしようとする者は、あらかじめ市長に植栽及びこれに係る植栽物の育成に関する計画(以下「植栽計画」という。)を届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第37条 市長は、<u>法第16条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定による届出をすべき者が届出をしないで行為に着手したときは、その者に対し、当該行為に必要な届出に係る事項について報告を求めることができ、また、当該行為が景観計画等に適合しないことが明らかになったときは、必要な措置をとるよう勧告することができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>法第16条第3項又は第21条若しくは前項に規定する勧告</u>を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わない場合は、当該事実を公表することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその事業者³に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>